

# 新型コロナウイルスを踏まえた とっとりインターンシップ実施ガイドライン

鳥取県では、学生と企業のみなさまに安心してインターンシップを実施いただくため、令和2年度からリモートでのインターンシップ実施に取り組むほか、従来型のインターンシップ実施にあたっては、原則として、次のとおり新型コロナウイルスを踏まえた対策と措置を講じることにしています。

※従来型：学生が企業のオフィスや現場等に赴く形式のインターンシップをいいます。

## ◆緊急事態宣言発令時における学生の参加制限（リモートを除く従来型での実施の場合）

(1) 全国で緊急事態宣言が出ていない場合 →通常通り実施します。

(2) 県外で緊急事態宣言が出ている場合 →次の区分に従い実施します。

緊急事態宣言 発令時期	実習前日までに 発令された場合	実習期間中に 発令された場合
①県内在住の学生	○	○
②中国地方在住の学生	○	○
③緊急事態宣言区域外 (②を除く)の学生	△ (実習開始日の2週間前までに来 県していれば参加可能)	○
④緊急事態宣言区域内在 住の学生	×	△ (発令日の2週間前から来県し ていれば参加可能)

(3) 県内で緊急事態宣言が出ている場合 →従来型のインターンシップは実施しません。

※また、緊急事態宣言が発令されたかどうかに関わらず、実習終了後は参加学生、企業従業員（濃厚接触者）への身体状況調査を行います。

## ◆実習期間中における感染拡大防止措置の徹底（リモートを除く従来型での実施の場合）

学生と企業のみなさまには、大学や企業内で定められた感染拡大防止措置に沿って、インターンシップを実施していただきます。

また、本ガイドラインに沿った実習を行う旨の確認書を事前に提出していただきます。

### 【感染拡大防止措置の例】

企業側の対応	学生(大学)側の対応
・2mのフィジカルディスタンス ・三つの「密」(密閉、密集、密接)を回避 ・こまめな手洗いや咳エチケットの徹底 など	・2mのフィジカルディスタンス ・三つの「密」(密閉、密集、密接)を回避 ・こまめな手洗いや咳エチケットの徹底 ・発熱又は風邪症状の有無と検温結果の実習日誌への記載 など

## ◆実習期間中に参加学生又は企業従業員が感染（疑いを含む）した場合の対応

- コロナ感染が疑われる場合、状況に応じてインターンシップの中断又は中止の措置をとります。
- 実習中の感染が疑われる場合は、まずは担当コーディネーターにご連絡ください。

【本チラシに関する問い合わせ先】鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課  
電話：0857-26-7647 電子メール：koyouseisakuka@pref.tottori.lg.jp

※なお、本ガイドラインは目安を示したものであり、実際のインターンシップの実施にあたっては、学生・企業双方の自己責任のもとで取り組んでいただくこととなりますのであらかじめご了承ください。